

DIYで
自分好みに

新築より
安い

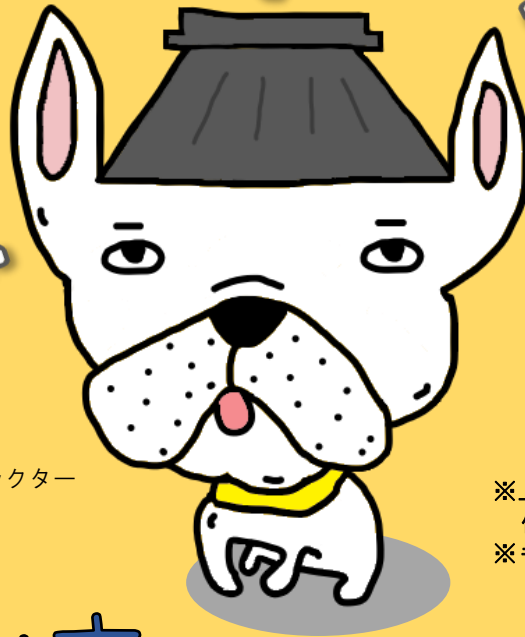
庭つき

なのにアパートと
家賃が変わらない
かも

あえて古いのが
おしゃれ

新築より
気をつかわない
かも

地域の
活性に
つながる
かも



ひたちなか市空き家活用推進キャラクター
おふる

※上記は一般的に言われていることで
個人によって受止め方は異なります
※もちろん新築やアパートもいいです

ひたちなか市は

空き家

も推し。

空き家バンク
はじめました

空 き家バンクのご案内

- 市が橋渡しとなり、空き家の所有者と利用希望者をつなぎます
- 空き家の利用目的は、移住・定住、二地域居住、地域のサロン、店舗開業などです
- 不動産のプロ「宅地建物取引業者」が交渉・仲介を行います

成 約までの流れ

- ①市に利用登録の申込み
- ②市の審査後、登録の決定
- ③ホームページで空き家情報を確認
- ④希望する空き家の媒介業者に申込み
- ⑤空き家所有者と契約、仲介手数料等の負担

申込み・登録は
無料です

申 込み方法

- まずは、市の空家等対策推進室 まで お気軽にご相談ください。
- 詳しいことは、ひたちなか市の空き家バンクのホームページでも確認できます。

空き家バンクの
QRコード



ひたちなか市 空家等対策推進室

☎ : 029-273-0111 (代表) 内線 3225、3226 土日・祝日を除く平日 8:30~17:30

✉ : akiyat@city.hitachinaka.lg.jp